

第16号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定の申請手数料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建設関係(2)建築基準法関係の表に次のように加える。

65	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物（以下(2)建築基準法関係の表において「適判建築物」という。）の部分（以下同表において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物エネルギー消費性能の適合性判定を受けた建築物の完了検査申請手数料又は完了通知手数料	1件につき、4の項又は7の項に掲げる手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。 非住宅部分の床面積の合計が 2,000㎡以上5,000㎡以内のもの 85,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 134,000円 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 169,000円 25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 211,000円 50,000㎡を超えるもの 296,000円
----	---	--	---

別表 3 建設関係(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表を次のように改める。

(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

番号	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下同表において「新築等計画」という。）の認定の申	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第54条第1項第1号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「適合証」という。）が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 人の居住の用に供する建築物の部分（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「住宅部分」という。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）に係る新築等計画である

請に対する審査

場合

a 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの(以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「一戸建ての住宅」という。)の場合

床面積の合計が

200 m²以内のもの 7,000 円

200 m²を超えるもの 7,500 円

b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合

床面積の合計が

300 m²以内のもの 12,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの
28,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの
67,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの
104,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの
168,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの
238,000 円

50,000 m²を超えるもの 373,000 円

(2) 住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合

a 住宅部分

床面積の合計が

300 m²以内のもの 12,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの
28,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの
67,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの
104,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの
168,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの
238,000 円

50,000 m²を超えるもの 373,000 円

b 住宅部分以外の建築物の部分

(以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「非住宅部分」という。)

床面積の合計が

300 m²以内のもの 12,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの
35,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの
104,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの
154,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの
201,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 243,000 円
50,000 m²を超えるもの 357,000 円

ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書により、市長が定める基準に適合すると認められる場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。

(1) 住宅建築物に係る新築等計画である場合

a 一戸建ての住宅の場合

床面積の合計が

200 m²以内のもの 9,100 円

200 m²を超えるもの 9,600 円

b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合

床面積の合計が

300 m²以内のもの 15,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 30,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 69,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 106,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 170,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 240,000 円

50,000 m²を超えるもの 375,000 円

(2) 住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合

a 住宅部分

床面積の合計が

300 m²以内のもの 15,000 円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 30,000 円

2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 69,000 円

5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 106,000 円

10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 170,000 円

25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 240,000 円

50,000 m²を超えるもの 375,000 円

b 非住宅部分

(a) 建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づき計算方法として市長が別に定めるもの（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「モデル建物基準」という。）により算出する場合

床面積の合計が
300 m²以内のもの 96,000 円
300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 163,000 円
2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 271,000 円
5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 347,000 円
10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 424,000 円
25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 492,000 円
50,000 m²を超えるもの 656,000 円

(b) (a)以外の場合

床面積の合計が
300 m²以内のもの 244,000 円
300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 397,000 円
2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 575,000 円
5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 703,000 円
10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 839,000 円
25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 953,000 円
50,000 m²を超えるもの 1,209,000 円

ハ イ又はロに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。

(1) 住宅建築物に係る新築等計画である場合

a 一戸建ての住宅の場合

床面積の合計が
200 m²以内のもの 40,000 円
200 m²を超えるもの 45,000 円

b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合

床面積の合計が
300 m²以内のもの 77,000 円
300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 130,000 円
2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 228,000 円
5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 318,000 円
10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 617,000 円
25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 1,065,000 円
50,000 m²を超えるもの 1,958,000 円

(2) 住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合

a 住宅部分

床面積の合計が

			<p>300 m²以内のもの 77,000 円 300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 130,000 円 2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 228,000 円 5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 318,000 円 10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 617,000 円 25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 1,065,000 円 50,000 m²を超えるもの 1,958,000 円</p> <p>b 非住宅部分 (a) モデル建物基準による場合 床面積の合計が 300 m²以内のもの 96,000 円 300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 163,000 円 2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 271,000 円 5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 347,000 円 10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 424,000 円 25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 492,000 円 50,000 m²を超えるもの 656,000 円</p> <p>(b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300 m²以内のもの 244,000 円 300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 397,000 円 2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 575,000 円 5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 703,000 円 10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 839,000 円 25,000 m²を超え 50,000 m²以内のもの 953,000 円 50,000 m²を超えるもの 1,209,000 円</p> <p>ニ エコまち法第 54 条第 2 項に規定する申出がある場合においては、イ、ロ又はハに定める手数料のほか、(2)建築基準法関係の表 1 の項に掲げる手数料を納めなければならない。</p>
2	エコまち法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	新築等計画に係る低炭素建築物の変更しようとする部分の床面積（建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の方法で評価される住戸又は建築物の部分の床面積を含む。次項において同じ。）に応じ、前項に掲げる金額に相当する額

3	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が軽微な変更該当している旨の証明の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料	新築等計画に係る低炭素建築物の変更した部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に相当する額
4	低炭素建築物の認定等に関する証明	低炭素建築物の認定等に係る証明手数料	1件につき 300円

別表 3 建設関係(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表番号1の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。）」を「法」に、同項金額の欄中「人の居住の用に供する建築物の部分（」を「住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。）」に、「住宅部分」というを「同じ」に、「(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅建築物）」を「同表において「住宅建築物）」に、「住宅部分以外の建築物の部分(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「非住宅部分」という。）」を「非住宅部分」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「省令」という。）第8条第1号イ(2)及びロ(2)）」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に改め、同項を同表番号4の項に改め、同項の前に次のように加える。

1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表において	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下同表において「モデル建物基準」という。）による場合 床面積の合計が 2,000㎡以上5,000㎡以内のもの 264,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 339,000円 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 415,000円 25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 482,000円 50,000㎡を超えるもの 644,000円
---	--	-------------------------------	--

	「適合性判定」という。)の申請に対する審査		ロ イ以外の場合 床面積の合計が 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 以内のもの 563,000 円 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの 689,000 円 10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内のもの 823,000 円 25,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内のもの 935,000 円 50,000 m ² を超えるもの 1,187,000 円
2	法第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	確保計画に係る非住宅部分(法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。)の変更しようとする部分(以下この項において「変更部分」という。)の床面積(エネルギー消費性能を算出する方法(以下同表において「算出方法」という。)の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5 の項及び 6 の項において同じ。)の合計が 300 m ² 以内のもの 238,000 円(モデル建物基準による場合にあつては、93,000 円) 300 m ² を超え 2,000 m ² 未満のもの 388,000 円(モデル建物基準による場合にあつては、158,000 円) 2,000 m ² 以上のもの 変更部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「施行規則」という。)第 11 条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更にあつては、その旨の証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この項において「変更部分」という。)の床面積の合計が 300 m ² 以内のもの 238,000 円(モデル建物基準による場合にあつては、93,000 円) 300 m ² を超え 2,000 m ² 未満のもの 388,000 円(モデル建物基準による場合にあつては、158,000 円) 2,000 m ² 以上のもの 変更部分の床面積に応じ、1 の項に掲げる金額に相当する額

別表 3 建設関係(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表番号 2 の項金額の欄中「住宅建築物、非住宅建築物又は複合建築物」を「建築物」に、「1 の項」を「前項」に改め、同項を同表番号 5 の項に改め、同項の次に次のように加える。

6	施行規則第 29 条の規定に基づく性能向上計画の変更が軽微な変更にあつては、その旨の証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料	性能向上計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、4 の項に掲げる金額に相当する額
---	---	-------------------------------	---

旨の証明の申請に対する審査	
---------------	--

別表 3 建設関係(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表番号3の項金額の欄中「省令第1条第1項第1号ロに規定する基準」を「モデル建物基準」に改め、同項を同表番号7の項に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定の申請手数料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 建築基準法の規定に基づく建築物に係る完了検査申請手数料及び完了通知手数料に加算する建築物エネルギー消費性能の適合性判定を受けた建築物に係る完了検査申請手数料及び完了通知手数料を次のとおり定める。

(別表 3 (2) 建築基準法関係の表 番号 65 関係)

(単位：円／件)

非住宅部分の床面積の合計	金額
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 以内	85,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	134,000
10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	169,000
25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	211,000
50,000 m ² 超	296,000

- (2) 次のとおり、低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料及び変更認定申請手数料を改定するとともに、低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明申請手数料を定める。

(別表 3 (7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表 番号 1～3 関係)

ア 一戸建ての住宅等の場合

(太字は改正案, () 内は認定・変更認定申請手数料の現行) (単位: 円/件)

区分	床面積の合計 (変更認定申請及び軽微変更 該当証明申請の場合は変更 に係る部分の床面積)	適合証(※1) がある場合	住宅性能評 価書(※2) がある場合	左記以外の 場合
(ア) 一戸 建ての住 宅	200 m²以内 (150 m ² 以内)	7,000 (7,300)	9,100	40,000 (40,000)
	200 m²超 (150 m ² 超)	7,500 (13,000～ 252,000)	9,600	45,000 (80,000～ 716,000)
(イ) 一戸 建ての住 宅以外の 住宅	300 m²以内 (400 m ² 以内)	12,000 (7,300～ 13,000)	15,000	77,000 (40,000～ 80,000)
	300 m²超 2,000 m²以内 (400 m ² 超 2,100 m ² 以内)	28,000 (23,000～ 50,000)	30,000	130,000 (113,000～ 172,000)
	2,000 m²超 5,000 m²以内 (2,100 m ² 超 4,100 m ² 以内)	67,000 (70,000)	69,000	228,000 (239,000)
(ウ) 住宅 建築物以 外の建築 物の住宅 部分	5,000 m²超 10,000 m²以内 (4,100 m ² 超 8,300 m ² 以内)	104,000 (109,000)	106,000	318,000 (334,000)
	10,000 m²超 25,000 m²以内 (8,300 m ² 超 24,750 m ² 以内)	168,000 (174,000～ 211,000)	170,000	617,000 (457,000～ 590,000)
	25,000 m²超 50,000 m²以内 (24,750 m ² 超)	238,000 (252,000)	240,000	1,065,000 (716,000)
	50,000 m²超	373,000	375,000	1,958,000

※1 適合証とは、市長が定める機関（登録建築物調査機関，登録住宅性能評価機関及び指定確認検査機関）により作成された省エネルギー等の基準に適合することを確認した旨を証する書面をいう。

※2 住宅性能評価書とは、登録住宅性能評価機関により作成された評価方法基準に従って評価した結果を証する書面をいう。

イ 次に掲げる共同住宅の共用部分に係る認定申請手数料及び変更認定申請手数料の区分を廃止し、ア(イ)又は(ウ)の区分に掲げる手数料を適用する。

(単位：円／件)

区分	床面積の合計 (変更認定申請の場合は変更 に係る部分の床面積)	適合証がある場合	適合証がない場合
		共同住宅の共 用部分(廊下, 階段等)	300 m ² 以内
	300 m ² 超 2,000 m ² 以内	37,000	208,000
	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	109,000	333,000
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	162,000	422,000
	10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	211,000	513,000
	25,000 m ² 超	285,000	621,000

ウ 住宅建築物以外の建築物の非住宅部分の場合

(太字は改正案, ()内は認定・変更認定申請手数料の現行) (単位：円／件)

床面積の合計 (変更認定申請及び軽微変 更該当証明申請の場合は 変更に係る部分の床面積)	適合証 がある 場合	住宅性能評価書がある場合		左記以外の場合	
		モデル建物基 準(※3)によ る場合	左記以外の 場合	モデル建 物基準に よる場合	左記以外の 場合
300 m²以内 (300 m ² 以内)	12,000 (13,000)	96,000	244,000	96,000	244,000 (272,000)
300 m²超 2,000 m²以内 (300 m ² 超 2,000 m ² 以内)	35,000 (37,000)	163,000	397,000	163,000	397,000 (436,000)
2,000 m²超 5,000 m²以内 (2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内)	104,000 (109,000)	271,000	575,000	271,000	575,000 (631,000)
5,000 m²超 10,000 m²以内 (5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内)	154,000 (162,000)	347,000	703,000	347,000	703,000 (769,000)
10,000 m²超 25,000 m²以内 (10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内)	201,000 (211,000)	424,000	839,000	424,000	839,000 (915,000)
25,000 m²超 50,000 m²以内 (25,000 m ² 超)	243,000 (285,000)	492,000	953,000	492,000	953,000 (1,069,000)
50,000 m²超	357,000	656,000	1,209,000	656,000	1,209,000

※3 モデル建物基準とは、形状に応じたモデル建築物について、年間熱負荷の数値を基準値に適合させる計算方法をいう。

- (3) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料及び変更後の確保計画に係る適合性判定申請手数料並びに確保計画の変更が軽微な変更該当している旨の証明申請手数料を次のとおり定める。

(別表3(9)建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表 番号1~3 関係)

(単位：円/件)

床面積の合計 (イ及びウの場合は変更に係る部分の床面積)	モデル建物基準による場合	左記以外の場合
ア 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料		
イ 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料		
ウ 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料		
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 以内	264,000	563,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	339,000	689,000
10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	415,000	823,000
25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	482,000	935,000
50,000 m ² 超	644,000	1,187,000
イ 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料		
ウ 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料		
300 m ² 以内	93,000	238,000
300 m ² 超 2,000 m ² 未満	158,000	388,000

- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更該当している旨の証明申請手数料を次のとおり定める。

(別表3(9)建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表 番号6 関係)

ア 一戸建ての住宅等の場合

(単位：円／件)

区分	変更に係る部分の床面積の合計	適合証(※4)がある場合	適合証がない場合
(ア) 一戸建ての住宅	200 m ² 以内	6,900	37,000
	200 m ² 超	7,400	42,000
(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅	300 m ² 以内	12,000	74,000
	300 m ² 超 2,000 m ² 以内	28,000	126,000
	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	66,000	222,000
(ウ) 住宅建築物以外の建築物の部分	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	103,000	310,000
	10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	165,000	604,000
	25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	234,000	1,045,000
	50,000 m ² 超	368,000	1,923,000

※4 適合証とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により作成された建築物エネルギー消費性能基準を超えるものとして定められた誘導基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の市長が定める書類をいう。

イ 住宅建築物以外の建築物の非住宅部分の場合

(単位：円／件)

変更に係る部分の床面積の合計	適合証がある場合	適合証がない場合	
		モデル建物基準による場合	左記以外の場合
300 m ² 以内	12,000	93,000	238,000
300 m ² 超 2,000 m ² 以内	35,000	158,000	388,000
2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	103,000	264,000	563,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	151,000	339,000	689,000
10,000 m ² 超 25,000 m ² 以内	198,000	415,000	823,000
25,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	239,000	482,000	935,000
50,000 m ² 超	352,000	644,000	1,187,000

3 施行期日

平成29年4月1日

建築基準法抜粋

(建築物に関する完了検査)

第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第18条 (第1項省略)

(第2項から第15項まで省略)

16 国の機関の長等は、当該工事を完了した場合においては、その旨を、工事が完了した日から4日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。

(第17項から第25項まで省略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

(平成29年4月1日施行)

(特定建築物の建築主の基準適合義務)

第11条 建築主は、特定建築行為（特定建築物（居住のために継続的に使用する室その他の政令で定める建築物の部分（以下「住宅部分」という。）以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。）の新築若しくは増築若しくは改築（非住宅部分の増築又は改築の規模が政令で定める規模以上であるものに限る。）又は特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする

るときは、当該特定建築物（非住宅部分に限る。）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

（第2項省略）

（建築物エネルギー消費性能適合性判定）

第12条 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。第5項及び第6項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

（第3項から第9項まで省略）

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第13条 国，都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第9項までの規定に定めるところによる。

2 国等の機関の長は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、

所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。
(第4項から第9項まで省略)

都市の低炭素化の促進に関する法律抜粋

※ _____部分は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第8条の規定の施行（平成29年4月1日）により改正される規定

(低炭素建築物新築等計画の認定)

第53条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。

(第2項省略)

(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

第54条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。

(2) 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

(3) 前条第2項第3号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

2 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

(第3項から第9項まで省略)

(低炭素建築物新築等計画の変更)

第55条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

(第2項省略)

住宅の品質確保の促進等に関する法律抜粋

(住宅性能評価)

第5条 第7条から第10条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第58条第1項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第31条第1項において同じ。）に従って評価することをいう。以下同じ。）を行い、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載し、国土交通省令・内閣府令で定める標章を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

(第2項及び第3項省略)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則抜粋（平成29年4月1日施行）

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第46条の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令抜粋

(建築物エネルギー消費性能基準)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第2条第3号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- (1) 非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第8条第1号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

(イ省略)

- ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(第2号及び第3号省略)

(第2項省略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則抜粋

(平成29年4月1日施行)

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第11条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項，同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は，その計画の変更が第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第29条 法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第7条第5項，同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は，その計画の変更が第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律について

【制度化の背景及びその概要】

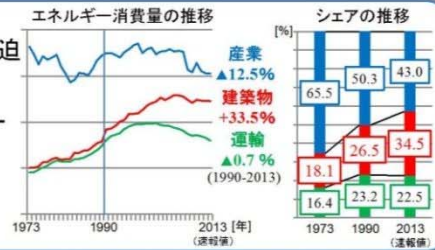
●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号、7月8日公布）

<施行予定日：規制措置については公布の日から2年以内、誘導措置については公布の日から1年以内>

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
 - 他部門（産業・運輸）が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



法律の概要

●基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

規制措置	<p>特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令：2000㎡)</p> <p>省エネ基準適合義務・適合性判定</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務 ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の判定を受ける義務 ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。 <pre> graph TD A[建築主事又は指定確認検査機関] --> B{建築確認} C[所管行政庁又は登録判定機関] --> D{適合性判定} B --> E[着工] D --> F[適合判定通知書] E --> G{検査} F --> G G --> H[建築物使用開始] </pre>	<p>その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令：300㎡) ※特定建築物を除く</p> <p>届出 一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務</p> <p><省エネ基準に適合しない場合> 必要に応じて所管行政庁が指示・命令</p>
	<p>エネルギー消費性能の表示 建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。</p> <p>省エネ性能向上計画の認定、容積率特例 新築又は改修の計画が、誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例*を受けすることができる。 *省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入</p>	<p>住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅 *住宅の建築を業として行う建築主</p> <p>住宅トップランナー制度 住宅事業建築主に対して、その供給する販売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導</p> <p><住宅トップランナー基準に適合しない場合> 一定数(政令：年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が勧告・公表・命令</p>

誘導措置	<p>エネルギー消費性能の表示 建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。</p> <p>省エネ性能向上計画の認定、容積率特例 新築又は改修の計画が、誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例*を受けすることができる。 *省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入</p>	<p>[省エネ性能向上のための措置例]</p>
	<p>● 其他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)</p>	

芦屋市手数料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
1 総務関係 (表省略)				1 総務関係 (表省略)			
2 民生関係 (表省略)				2 民生関係 (表省略)			
3 建設関係				3 建設関係			
(1) (表省略)				(1) (表省略)			
(2) 建築基準法関係				(2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1~3		(省略)		1~3		(省略)	
4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査(中間検査をした場合を除く。)又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査(中間検査をした場合を除く。)	建築物完了検査申請手数料又は建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおとしる。 床面積の合計が 30㎡以内のもの 14,000円 30㎡を超え100㎡以内のもの 18,000円 100㎡を超え200㎡以内のもの 22,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 30,000円 500㎡を超え1,000㎡以内のもの 47,000円 1,000㎡を超え2,00	4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査(中間検査をした場合を除く。)又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査(中間検査をした場合を除く。)	建築物完了検査申請手数料又は建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおとしる。 床面積の合計が 30㎡以内のもの 14,000円 30㎡を超え100㎡以内のもの 18,000円 100㎡を超え200㎡以内のもの 22,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 30,000円 500㎡を超え1,000㎡以内のもの 47,000円 1,000㎡を超え2,00

改正案			現行		
		<p>0㎡以内のもの 6 4,000円</p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 1 57,000円</p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 242,000円</p> <p>50,000㎡を超えるもの 457,000円</p> <p>なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該</p>			<p>0㎡以内のもの 6 4,000円</p> <p>2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 1 57,000円</p> <p>10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 242,000円</p> <p>50,000㎡を超えるもの 457,000円</p> <p>なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該</p>

改正案				現 行			
			昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。				昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。
5・6	(省略)			5・6	(省略)		
7	中間検査をした建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築物に関する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	中間検査済建築物完了検査申請手数料又は中間検査済建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が 30㎡以内のもの 13,000円 30㎡を超え100㎡以内のもの 17,000円 100㎡を超え200㎡以内のもの 21,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 29,000円 500㎡を超え1,000㎡以内のもの 45,000円 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの 61,000円 2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 147,000円 10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 232,000円 50,000㎡を超える	7	中間検査をした建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築物に関する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	中間検査済建築物完了検査申請手数料又は中間検査済建築物完了通知手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 床面積の合計が 30㎡以内のもの 13,000円 30㎡を超え100㎡以内のもの 17,000円 100㎡を超え200㎡以内のもの 21,000円 200㎡を超え500㎡以内のもの 29,000円 500㎡を超え1,000㎡以内のもの 45,000円 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの 61,000円 2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 147,000円 10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 232,000円 50,000㎡を超える

改正案				現 行			
			<p>もの 437,000円 なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。</p>				<p>もの 437,000円 なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。</p>
8～ 64	(省略)			8～ 64	(省略)		
65	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法	建築物エネルギー消費性能の適合性判定を受けた建築物の完	1件につき、4の項又は7の項に掲げる手数料のほか、次に定める手				

改正案				現行			
	律第53号) 第11条第1項の規定が適用される建築物 (以下(2)建築基準法関係の表において「適判建築物」という。) の部分 (以下同表において「非住宅部分」という。) が含まれる場合における建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	了検査申請手数料又は完了通知手数料	数料を納めなければならない。 非住宅部分の床面積の合計が 2,000㎡以上5,000㎡以内のもの 85,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 134,000円 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 169,000円 25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 211,000円 50,000㎡を超えるもの 296,000円				
(3)～(6) (表省略)				(3)～(6) (表省略)			
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係				(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」という。) 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (以下同表	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第54条第1項第1号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面 (以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表におい	1	都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」という。) 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (以下(7)都	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第54条第1項第1号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面 (以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表におい

改正案			現 行		
<p>において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査</p>		<p>て「適合証」という。)が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>人の居住の用に供する建築物の部分</u> (以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「<u>住宅部分</u>」という。)の<u>みを有する建築物</u> (以下同表において「<u>住宅建築物</u>」という。)に係る新築等計画である場合</p> <p>a <u>一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの</u> (以下(7)都市</p>	<p><u>市の低炭素化の促進に関する法律関係の表</u>において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査</p>		<p>て「適合証」という。)が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸</u> (以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「<u>住戸等</u>」という。)に係る新築等計画である場合 <u>床面積の合計が</u> <u>150 m²以内のもの</u> 7,300円 <u>150 m²を超え400 m²以内のもの</u> 13,000円 <u>400 m²を超え800 m²以内のもの</u> 23,000円 <u>800 m²を超え2,100 m²以内のもの</u> 50,0</p>

改正案			現 行		
		<p>の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「一戸建ての住宅」という。)の場合床面積の合計が200㎡以内のもの 7,000円</p> <p>200㎡を超えるもの 7,500円</p> <p>b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合床面積の合計が300㎡以内のもの 12,000円</p> <p>300㎡を超え2,000㎡以内のもの 28,000円</p> <p>2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 67,000</p>			<p>00円</p> <p>2,100㎡を超え4,100㎡以内のもの 70,000円</p> <p>4,100㎡を超え8,300㎡以内のもの 109,000円</p> <p>8,300㎡を超え16,500㎡以内のもの 174,000円</p> <p>16,500㎡を超え24,750㎡以内のもの 211,000円</p> <p>24,750㎡を超えるもの 252,000円</p>

改正案				現 行			
			円 5,000 m ² を 超え 10,000 m ² 以内のも の 104,00 0 円 10,000 m ² を 超え 25,000 m ² 以内のも の 168,00 0 円 25,000 m ² を 超え 50,000 m ² 以内のも の 238,00 0 円 50,000 m ² を 超えるもの 373,000 円 (2) 住宅建築 物以外の建築 物に係る新築 等計画である 場合 a 住宅部分 床面積の合 計が 300m ² 以内 のもの 1 2,000円 300m ² を超 へ 2,000m ²				

改正案				現 行			
			<u>以内のもの</u> <u>28,000円</u> <u>2,000㎡を</u> <u>超え5,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 67,000</u> <u>円</u> <u>5,000㎡を</u> <u>超え10,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 104,00</u> <u>0円</u> <u>10,000㎡を</u> <u>超え25,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 168,00</u> <u>0円</u> <u>25,000㎡を</u> <u>超え50,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 238,00</u> <u>0円</u> <u>50,000㎡を</u> <u>超えるもの</u> <u>373,000</u> <u>円</u>				<u>(2) 共用部分</u> <u>(共同住宅の</u> <u>廊下, 階段そ</u> <u>の他共用に供</u> <u>されるべき部</u> <u>分をいう。以</u> <u>下(7)都市の</u>

改正案				現 行			
			b <u>住宅部分</u> <u>以外の建築</u>				<u>低炭素化の促進に関する法律関係の表において同じ。)</u> <u>に係る新築等計画である場合</u> <u>合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300㎡以内のもの 13,000</u> <u>円</u> <u>300㎡を超え</u> <u>2,000㎡以内のもの 37,0</u> <u>00円</u> <u>2,000㎡を超</u> <u>え5,000㎡以内のもの 10</u> <u>9,000円</u> <u>5,000㎡を超</u> <u>え10,000㎡以内のもの 16</u> <u>2,000円</u> <u>10,000㎡を超</u> <u>え25,000㎡以内のもの 21</u> <u>1,000円</u> <u>25,000㎡を超えるもの 28</u> <u>5,000円</u> <u>(3) 非住宅部</u> <u>分(住戸等の</u>

改正案				現 行			
			<p>物の部分 (以下(7) 都市の低炭 素化の促進 に関する法 律関係の表 において 「<u>非住宅部 分</u>」とい う。) 床面積の合 計が 300㎡以内 のもの <u>1 2,000円</u> 300㎡を超 え2,000㎡ 以内のもの <u>35,000円</u> 2,000㎡を 超え5,000 ㎡以内のも の <u>104,00 0円</u> 5,000㎡を 超え10,000 ㎡以内のも の <u>154,00 0円</u> 10,000㎡を 超え25,000 ㎡以内のも の <u>201,00</u></p>				<p>部分及び共用 部分以外の部 分をいう。以 下(7)都市の 低炭素化の促 進に関する法 律関係の表に おいて<u>同じ。)</u> に係る新築等 計画である場 合 床面積の合計 が 300㎡以内の もの <u>13,000 円</u> 300㎡を超え 2,000㎡以内 のもの <u>37,0 00円</u> 2,000㎡を超 え5,000㎡以 内のもの <u>10 9,000円</u> 5,000㎡を超 え10,000㎡以 内のもの <u>16 2,000円</u> 10,000㎡を超 え25,000㎡以 内のもの <u>21 1,000円</u> 25,000㎡を超</p>

改正案				現行			
			<p>0円 25,000㎡を 超え50,000 ㎡以内のも の 243,00 0円 50,000㎡を 超えるもの 357,000 円</p> <p>ロ 住宅の品質確 保の促進等に関 する法律第5条 第1項に規定す る住宅性能評価 書により、市長 が定める基準に 適合すると認め られる場合は、1 件につき、次に 定めるとおりと する。</p> <p>(1) 住宅建築 物に係る新築 等計画である 場合 a 一戸建て の住宅の場 合 床面積の合 計が 200㎡以内 のもの 9,</p>				<p><u>えるもの</u> 28 <u>5,000円</u></p>

改正案				現 行			
			<u>100円</u> <u>200㎡を超</u> <u>えるもの</u> <u>9,600円</u> b <u>一戸建て</u> <u>の住宅以外</u> <u>の住宅の場</u> <u>合</u> <u>床面積の合</u> <u>計が</u> <u>300㎡以内</u> <u>のもの 1</u> <u>5,000円</u> <u>300㎡を超</u> <u>え2,000㎡</u> <u>以内のもの</u> <u>30,000円</u> <u>2,000㎡を</u> <u>超え5,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 69,000</u> <u>円</u> <u>5,000㎡を</u> <u>超え10,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 106,00</u> <u>0円</u> <u>10,000㎡を</u> <u>超え25,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 170,00</u> <u>0円</u> <u>25,000㎡を</u>				

改正案				現 行			
			<u>超え50,000</u> <u>m²以内のも</u> <u>の 240,00</u> <u>0円</u> <u>50,000m²を</u> <u>超えるもの</u> <u>375,000</u> <u>円</u> (2) <u>住宅建築</u> <u>物以外の建築</u> <u>物に係る新築</u> <u>等計画である</u> <u>場合</u> a <u>住宅部分</u> <u>床面積の合</u> <u>計が</u> <u>300m²以内</u> <u>のもの 1</u> <u>5,000円</u> <u>300m²を超</u> <u>え2,000m²</u> <u>以内のもの</u> <u>30,000円</u> <u>2,000m²を</u> <u>超え5,000</u> <u>m²以内のも</u> <u>の 69,000</u> <u>円</u> <u>5,000m²を</u> <u>超え10,000</u> <u>m²以内のも</u> <u>の 106,00</u> <u>0円</u>				

改正案				現 行			
			<u>10,000㎡を 超え25,000 ㎡以内のも の 170,00 0円</u> <u>25,000㎡を 超え50,000 ㎡以内のも の 240,00 0円</u> <u>50,000㎡を 超えるもの 375,000 円</u> b <u>非住宅部 分</u> (a) <u>建築 物全体の エネルギー ーの使用 の効率性 その他の 性能につ いて、特 別な調査 又は研究 の結果に 基づく計 算方法と して市長 が別に定 めるもの (以下</u>				

改正案				現 行			
			<p>(7)都市 の低炭素 化の促進 に関する 法律関係 の表にお いて「モ デル建物 基準」と いう。) <u>により算 出する場 合</u> <u>床面積の 合計が</u> <u>300㎡以 内のもの</u> <u>96,000</u> <u>円</u> <u>300㎡を</u> <u>超え2,00</u> <u>0㎡以内</u> <u>のもの</u> <u>163,000</u> <u>円</u> <u>2,000㎡</u> <u>を超え5,</u> <u>000㎡以</u> <u>内のもの</u> <u>271,00</u> <u>0円</u> <u>5,000㎡</u> <u>を超え1</u></p>				

改正案				現 行			
			<u>0,000m²</u> <u>以内のも</u> <u>の 347,</u> <u>000円</u> <u>10,000m²</u> <u>を超え2</u> <u>5,000m²</u> <u>以内のも</u> <u>の 424,</u> <u>000円</u> <u>25,000m²</u> <u>を超え5</u> <u>0,000m²</u> <u>以内のも</u> <u>の 492,</u> <u>000円</u> <u>50,000m²</u> <u>を超える</u> <u>もの 65</u> <u>6,000円</u> <u>(b) (a)以</u> <u>外の場合</u> <u>床面積の</u> <u>合計が</u> <u>300m²以</u> <u>内のもの</u> <u>244,00</u> <u>0円</u> <u>300m²を</u> <u>超え2,00</u> <u>0m²以内</u> <u>のもの</u> <u>397.000</u>				

改正案				現 行			
			円 <u>2,000m²</u> <u>を超え5,</u> <u>000m²以</u> <u>内のもの</u> <u>575,00</u> 0円 <u>5,000m²</u> <u>を超え1</u> <u>0,000m²</u> <u>以内のも</u> <u>の 703,</u> <u>000円</u> <u>10,000m²</u> <u>を超え2</u> <u>5,000m²</u> <u>以内のも</u> <u>の 839,</u> <u>000円</u> <u>25,000m²</u> <u>を超え5</u> <u>0,000m²</u> <u>以内のも</u> <u>の 953,</u> <u>000円</u> <u>50,000m²</u> <u>を超える</u> <u>もの 1,</u> <u>209,000</u> 円 <u>ハ イ又はロに定</u> <u>める場合のほか</u> <u>は, 1件につき,</u>				<u>ロ 適合証が添付</u> <u>されていない場</u> <u>合は, 1件につ</u>

改正案			現 行		
		次に定めるとおりとする。 (1) <u>住宅建築物に係る新築等計画である場合</u> a <u>一戸建ての住宅の場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>200㎡以内のもの</u> 40,000円 <u>200㎡を超えるもの</u> 45,000円 b <u>一戸建ての住宅以外の住宅の場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300㎡以内のもの</u> 7,000円 <u>300㎡を超え2,000㎡以内のもの</u> 130,000円 <u>2,000㎡を超え5,000</u>			き、次に定めるとおりとする。 (1) <u>住戸等の部分に係る新築等計画である場合</u> <u>床面積の合計が</u> <u>150㎡以内のもの</u> 40,000円 <u>150㎡を超え400㎡以内のもの</u> 80,000円 <u>400㎡を超え800㎡以内のもの</u> 113,000円 <u>800㎡を超え2,100㎡以内のもの</u> 172,000円 <u>2,100㎡を超え4,100㎡以内のもの</u> 239,000円 <u>4,100㎡を超え8,300㎡以内のもの</u> 334,000円 <u>8,300㎡を超え16,500㎡以内のもの</u> 45

改正案				現 行			
			<u>m²以内のもの</u> <u>の 228,00</u> <u>0円</u> <u>5,000m²を</u> <u>超え10,000</u> <u>m²以内のもの</u> <u>の 318,00</u> <u>0円</u> <u>10,000m²を</u> <u>超え25,000</u> <u>m²以内のもの</u> <u>の 617,00</u> <u>0円</u> <u>25,000m²を</u> <u>超え50,000</u> <u>m²以内のもの</u> <u>の 1,065,</u> <u>000円</u> <u>50,000m²を</u> <u>超えるもの</u> <u>1,958,00</u> <u>0円</u>				<u>7,000円</u> <u>16,500m²を</u> <u>超え24,750m²以</u> <u>内のもの 59</u> <u>0,000円</u> <u>24,750m²を</u> <u>超えるもの 71</u> <u>6,000円</u>
			<u>(2) 住宅建築</u> <u>物以外の建築</u> <u>物に係る新築</u> <u>等計画である</u> <u>場合</u> <u>a 住宅部分</u> <u>床面積の合</u> <u>計が</u> <u>300m²以内の</u> <u>もの 77,00</u> <u>0円</u>				

改正案				現 行			
			<u>300㎡を超え</u> <u>2,000㎡以内</u> <u>のもの 13</u> <u>0,000円</u> <u>2,000㎡を超</u> <u>え5,000㎡以</u> <u>内のもの 2</u> <u>28,000円</u> <u>5,000㎡を超</u> <u>え10,000㎡</u> <u>以内のもの</u> <u>318,000円</u> <u>10,000㎡を</u> <u>超え25,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 617,000</u> <u>円</u> <u>25,000㎡を</u> <u>超え50,000</u> <u>㎡以内のも</u> <u>の 1,065,0</u> <u>00円</u> <u>50,000㎡を</u> <u>超えるもの</u> <u>1,958,000</u> <u>円</u>				(2) <u>共用部分</u> <u>に係る新築等</u> <u>計画である場</u> <u>合</u> <u>床面積の合計</u> <u>が</u> <u>300㎡以内の</u>

改正案				現 行			
			b 非住宅部 分 (a) モデ ル建物基 準による 場合 床面積の 合計が 300㎡以 内のもの <u>96,000</u> 円				もの <u>124,00</u> <u>0円</u> 300㎡を超え 2,000㎡以内 のもの <u>208,</u> <u>000円</u> 2,000㎡を超 え5,000㎡以 内のもの <u>33</u> <u>3,000円</u> 5,000㎡を超 え10,000㎡以 内のもの <u>42</u> <u>2,000円</u> 10,000㎡を超 え25,000㎡以 内のもの <u>51</u> <u>3,000円</u> 25,000㎡を超 えるもの <u>62</u> <u>1,000円</u> (3) 非住宅部 分に係る新築 等計画である 場合 床面積の合計 が 300㎡以内の もの <u>272,00</u> <u>0円</u> 300㎡を超え 2,000㎡以内 のもの <u>436,</u>

改正案				現 行			
			300㎡を 超え2,00 0㎡以内 のもの <u>163,000</u> 円				<u>000円</u> 2,000㎡を 超え5,000㎡以 内のもの <u>63</u> <u>1,000円</u>
			2,000㎡ を超え5, 000㎡以 内のもの <u>271,00</u> 0円				5,000㎡を 超え10,000㎡以 内のもの <u>76</u> <u>9,000円</u>
			5,000㎡ を超え1 0,000㎡ 以内のも の <u>347,</u> <u>000円</u>				10,000㎡を 超え25,000㎡以 内のもの <u>91</u> <u>5,000円</u>
			10,000㎡ を超え2 5,000㎡ 以内のも の <u>424,</u> <u>000円</u>				25,000㎡を 超えるもの <u>1,</u> <u>069,000円</u>
			25,000㎡ を超え5 0,000㎡ 以内のも の <u>492,</u> <u>000円</u>				
			50,000㎡ を超える もの <u>65</u>				

改正案				現行			
			<u>6,000円</u> (b) (a) 以 外の場合 床面積の 合計が <u>300㎡以</u> <u>内のもの</u> <u>244,00</u> <u>0円</u> <u>300㎡を</u> <u>超え2,00</u> <u>0㎡以内</u> <u>のもの</u> <u>397,000</u> <u>円</u> <u>2,000㎡</u> <u>を超え5,</u> <u>000㎡以</u> <u>内のもの</u> <u>575,00</u> <u>0円</u> <u>5,000㎡</u> <u>を超え1</u> <u>0,000㎡</u> <u>以内のも</u> <u>の 703,</u> <u>000円</u> <u>10,000㎡</u> <u>を超え2</u> <u>5,000㎡</u> <u>以内のも</u> <u>の 839,</u> <u>000円</u>				

改正案				現 行			
			<p>25,000㎡ を超え5 0,000㎡ 以内のも の 953, 000円 50,000㎡ を超える もの 1, 209,000 円</p> <p>三 エコまち法第 54条第2項に規 定する申出があ る場合において は、イ、ロ又は △に定める手数 料のほか、(2)建 築基準法関係の 表1の項に掲げ る手数料を納め なければならない。</p>				<p>△ エコまち法第 54条第2項に規 定する申出があ る場合において は、イ又はロに 定める手数料の ほか、(2)建築基 準法関係の表1 の項に掲げる手 数を納めなけ ればならない。</p>
2	エコまち法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	新築等計画に係る低炭素建築物の変更しようとする部分の床面積(建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の方法で評	2	エコまち法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	新築等計画に係る低炭素建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、表1の項に掲げる金額に相当する額

改正案				現 行			
			価される住戸又は建築物の部分の床面積を含む。次項において同じ。) に応じ、前項に掲げる金額に相当する額				
3	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料	新築等計画に係る低炭素建築物の変更した部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に相当する額				
4	(省略)			3	(省略)		
(8) (表省略) (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係				(8) (表省略) (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「省令」という。）第1条第1項第				

改正案		現 行			
消費性能確保計画(以下同表において「確保計画」という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下同表において「適合性判定」という。)の申請に対する審査		1号ロに規定する基準(以下同表において「モデル建物基準」という。)による場合 床面積の合計が 2,000㎡以上5,000㎡以内のもの 26 4,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 3 39,000円 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 415,000円 25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 482,000円 50,000㎡を超えるもの 644,000円 ロ イ以外の場合 床面積の合計が 2,000㎡以上5,000㎡以内のもの 56 3,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 6 89,000円 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 823,000円 25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの			

改正案				現 行			
			935,000円 50,000㎡を超える もの 1,187,000円				
2	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。）の変更しようとする部分（以下この項において「変更部分」という。）の床面積（エネルギー消費性能を算出する方法（以下同表において「算出方法」という。）の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5の項及び6の項において同じ。）の合計が 300㎡以内のもの 238,000円（モデル建物基準による場合にあっては、93,000円） 300㎡を超え2,000㎡未満のもの 388,000円（モデル建物基準による場合にあっては、				

改正案				現 行			
			158,000円) 2,000㎡以上のもの 変更部分の床面積に 応じ、前項に掲げる金 額に相当する額				
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「施行規則」という。）第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分（以下この項において「変更部分」という。）の床面積の合計が 300㎡以内のもの 238,000円（モデル建物基準による場合にあっては、93,000円） 300㎡を超え2,000㎡未満のもの 388,000円（モデル建物基準による場合にあっては、158,000円） 2,000㎡以上のもの 変更部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に相当する額				
4	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されて	1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。）第29条第1項の規定に	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されて

改正案			現 行		
<p>対する審査</p>		<p>いる場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>住宅部分</u>（<u>法第11条第1項に規定する住宅部分</u>をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。）のみを有する建築物（以下<u>同表</u>において「<u>住宅建築物</u>」という。）に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一棟の建築物で住戸の数が1の住宅（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「<u>一戸建ての住宅</u>」という。）の場</p>	<p>基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「<u>性能向上計画</u>」という。）の認定の申請に対する審査</p>		<p>いる場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>人の居住の用に供する建築物の部分</u>（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「<u>住宅部分</u>」という。）のみを有する建築物（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「<u>住宅建築物</u>」という。）に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一棟の建築物で住戸の数が1の住宅（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「<u>一戸建ての住宅</u>」という。）の場</p>

改正案				現 行			
			合 床面積の合計 が 200㎡以内の もの 6,900 円 200㎡を超え るもの 7,40 0円				合 床面積の合計 が 200㎡以内の もの 6,900 円 200㎡を超え るもの 7,40 0円
			b 一戸建ての 住宅以外の住 宅の場合 床面積の合計 が 300㎡以内の もの 12,000 円 300㎡を超え 2,000㎡以内 のもの 28,0 00円 2,000㎡を超 え5,000㎡以 内のもの 6 6,000円 5,000㎡を超 え10,000㎡以 内のもの 10 3,000円 10,000㎡を超 え25,000㎡以 内のもの 16 5,000円				b 一戸建ての 住宅以外の住 宅の場合 床面積の合計 が 300㎡以内の もの 12,000 円 300㎡を超え 2,000㎡以内 のもの 28,0 00円 2,000㎡を超 え5,000㎡以 内のもの 6 6,000円 5,000㎡を超 え10,000㎡以 内のもの 10 3,000円 10,000㎡を超 え25,000㎡以 内のもの 16 5,000円

改正案				現 行			
			25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 23 4,000円				25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 23 4,000円
			50,000㎡を超えるもの 36 8,000円				50,000㎡を超えるもの 36 8,000円
			(2) 住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合				(2) 住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合
			a 住宅部分 床面積の合計が				a 住宅部分 床面積の合計が
			300㎡以内のもの 12,000円				300㎡以内のもの 12,000円
			300㎡を超え2,000㎡以内のもの 28,000円				300㎡を超え2,000㎡以内のもの 28,000円
			2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 6,000円				2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 6,000円
			5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 10,000円				5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 10,000円
			10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 16,000円				10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 16,000円

改正案				現 行			
			25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 234,000円				25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 234,000円
			50,000㎡を超えるもの 368,000円				50,000㎡を超えるもの 368,000円
			b 非住宅部分				b 住宅部分以
			床面積の合計が				外の建築物の
			300㎡以内のもの 12,000円				部分(以下(9)
			300㎡を超え2,000㎡以内のもの 35,000円				建築物のエネ
			2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 103,000円				ルギー消費性
			5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 151,000円				能の向上に関
			10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 198,000円				する法律関係
			25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 239,000円				の表において
							「非住宅部
							分」という。)床面積の合計が
							300㎡以内のもの 12,000円
							300㎡を超え2,000㎡以内のもの 35,000円
							2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 103,000円
							5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 151,000円

改正案				現行			
			<p>50,000㎡を超えるもの 35 2,000円</p> <p>ロ イに定める場合のほかに、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合 床面積の合計が 200㎡以内のもの 37,000円 200㎡を超えるもの 42,000円</p> <p>b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 床面積の合計</p>				<p>1,000円</p> <p>10,000㎡を超える25,000㎡以内のもの 19 8,000円</p> <p>25,000㎡を超える50,000㎡以内のもの 23 9,000円</p> <p>50,000㎡を超えるもの 35 2,000円</p> <p>ロ イに定める場合のほかに、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合 床面積の合計が 200㎡以内のもの 37,000円 200㎡を超えるもの 42,000円</p> <p>b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 床面積の合計</p>

改正案				現 行			
			<p>が 300㎡以内の もの 74,000 円 300㎡を超え 2,000㎡以内 のもの 126, 000円 2,000㎡を超 え5,000㎡以 内のもの 22 2,000円 5,000㎡を超 え10,000㎡以 内のもの 31 0,000円 10,000㎡を超 え25,000㎡以 内のもの 60 4,000円 25,000㎡を超 え50,000㎡以 内のもの 1, 045,000円 50,000㎡を超 えるもの 1, 923,000円</p> <p>(2) 住宅建築物以 外の建築物に係 る性能向上計画 である場合</p> <p>a 住宅部分 床面積の合計</p>				<p>が 300㎡以内の もの 74,000 円 300㎡を超え 2,000㎡以内 のもの 126, 000円 2,000㎡を超 え5,000㎡以 内のもの 22 2,000円 5,000㎡を超 え10,000㎡以 内のもの 31 0,000円 10,000㎡を超 え25,000㎡以 内のもの 60 4,000円 25,000㎡を超 え50,000㎡以 内のもの 1, 045,000円 50,000㎡を超 えるもの 1, 923,000円</p> <p>(2) 住宅建築物以 外の建築物に係 る性能向上計画 である場合</p> <p>a 住宅部分 床面積の合計</p>

改正案				現 行			
			<p>が 300㎡以内の もの 74,000 円 300㎡を超え 2,000㎡以内 のもの 126, 000円 2,000㎡を超 え5,000㎡以 内のもの 22 2,000円 5,000㎡を超 え10,000㎡以 内のもの 31 0,000円 10,000㎡を超 え25,000㎡以 内のもの 60 4,000円 25,000㎡を超 え50,000㎡以 内のもの 1, 045,000円 50,000㎡を超 えるもの 1, 923,000円</p> <p>b 非住宅部分 (a) <u>省令第1 0条第1号イ (2)及びロ (2)に規定 する基準に</u></p>				<p>が 300㎡以内の もの 74,000 円 300㎡を超え 2,000㎡以内 のもの 126, 000円 2,000㎡を超 え5,000㎡以 内のもの 22 2,000円 5,000㎡を超 え10,000㎡以 内のもの 31 0,000円 10,000㎡を超 え25,000㎡以 内のもの 60 4,000円 25,000㎡を超 え50,000㎡以 内のもの 1, 045,000円 50,000㎡を超 えるもの 1, 923,000円</p> <p>b 非住宅部分 (a) <u>建築物 エネルギー 消費性能基 準等を定め る省令(平</u></p>

改正案				現 行			
			<p>よる場合 床面積の合 計が 300㎡以内 のもの 9 3,000円 300㎡を超 え2,000㎡ 以内のもの 158,000 円 2,000㎡を 超え5,000 ㎡以内のも の 264,00 0円 5,000㎡を 超え10,000 ㎡以内のも の 339,00 0円 10,000㎡を 超え25,000 ㎡以内のも の 415,00 0円 25,000㎡を 超え50,000 ㎡以内のも の 482,00 0円 50,000㎡を 超えるもの</p>				<p>成28年経済 産業省令・ 国土交通省 令第1号。 (以下(9)建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律関係の表 において 「省令」と いう。)第8 条第1号イ (2)及びロ (2)に規定 する基準に よる場合 床面積の合 計が 300㎡以内 のもの 9 3,000円 300㎡を超 え2,000㎡ 以内のもの 158,000 円 2,000㎡を 超え5,000 ㎡以内のも の 264,00 0円</p>

改正案				現 行			
			644,000 円				5,000㎡を 超え10,000 ㎡以内のも の 339,00 0円 10,000㎡を 超え25,000 ㎡以内のも の 415,00 0円 25,000㎡を 超え50,000 ㎡以内のも の 482,00 0円 50,000㎡を 超えるもの 644,000 円
			(b) (a)以外 の場合 床面積の合 計が 300㎡以内 のもの 23 8,000円 300㎡を超 え2,000㎡ 以内のもの 388,000 円 2,000㎡を 超え5,000				(b) (a)以外 の場合 床面積の合 計が 300㎡以内 のもの 23 8,000円 300㎡を超 え2,000㎡ 以内のもの 388,000 円 2,000㎡を 超え5,000

改正案				現 行			
			m ² 以内のもの の 563,000円 5,000m ² を 超え10,000 m ² 以内のもの の 689,000円 10,000m ² を 超え25,000 m ² 以内のもの の 823,000円 25,000m ² を 超え50,000 m ² 以内のもの の 935,000円 50,000m ² を 超えるもの 1,187,000円				m ² 以内のもの の 563,000円 5,000m ² を 超え10,000 m ² 以内のもの の 689,000円 10,000m ² を 超え25,000 m ² 以内のもの の 823,000円 25,000m ² を 超え50,000 m ² 以内のもの の 935,000円 50,000m ² を 超えるもの 1,187,000円
5	法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、前項に掲げる金額に相当する額	2	法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	性能向上計画に係る住宅建築物、非住宅建築物又は複合建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、1の項に掲げる金額に相当する額
6	施行規則第29条の規定に基づく性能向上計画の変更が軽微な変更 ^{に該当している}	建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料	性能向上計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、4の項に掲げる金額に				

改正案				現行			
	旨の証明の申請に対する審査		相当する額				
7	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。)に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ (省略) ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) (省略) (2) 住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合 a (省略) b 非住宅部分 (a) <u>モデル建物基準</u> による場合 床面積の合計が 300㎡以内のもの 93,000円 300㎡を超え2,000㎡以内のもの 158,000円 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 264,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	3	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。)に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ (省略) ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) (省略) (2) 住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合 a (省略) b 非住宅部分 (a) <u>省令第1条第1項第1号</u> に規定する基準による場合 床面積の合計が 300㎡以内のもの 93,000円 300㎡を超え2,000㎡以内のもの 158,000円 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 264,000円 5,000㎡を超

改正案				現 行			
			339,000円 10,000㎡を 超え25,000 ㎡以内のも の 415,000 円 25,000㎡を 超え50,000 ㎡以内のも の 482,000 円 50,000㎡を 超えるもの 644,000円 (b) (省略)				え10,000㎡ 以内のもの 339,000円 10,000㎡を 超え25,000 ㎡以内のも の 415,000 円 25,000㎡を 超え50,000 ㎡以内のも の 482,000 円 50,000㎡を 超えるもの 644,000円 (b) (省略)
備考 (省略)				備考 (省略)			
4 消防関係 (表省略)				4 消防関係 (表省略)			
5 その他共通関係 (表省略)				5 その他共通関係 (表省略)			